

平成25年住宅・土地統計調査における標本設計について（案）

1. 抽出方法の変更

- 結果精度の向上、地方事務負担の平準化の観点から、平成22年国勢調査調査区を第一段、住戸を第二段とした層化二段抽出法（=前回と同方式）を維持しつつ、第一段の調査区抽出方法について、該当地域の人口規模ではなく国勢調査調査区数を基準とする抽出に変更する。

20年調査抽出方法

調査区抽出（第一段）

- 市区町村別に人口規模に応じて1/2～1/10の抽出率を設定し抽出（人口1万5千未満町村は都道府県別一括抽出）

調査区内住戸抽出（第二段）

- 1調査区内から17住戸をランダムに抽出（住戸数が17に満たない場合など例外あり）

25年調査抽出方法（案）

調査区抽出（第一段）

- 市区町村別に国勢調査調査区数に基づき、前回調査同様の結果精度を確保するために必要な抽出調査区数を算出
- 抽出率が1/2を超える市区町村については、円滑な調査実施上の観点から一律に1/2の抽出率とする

調査区内住戸抽出（第二段）

- 1調査区内から17住戸をランダムに抽出（20年調査から変更なし）

2. 変更のポイント

1) 人口規模の境界における逆転現象の解消（地方事務負担の平準化）

20年調査の抽出方法では、基準となる人口規模の境界付近の市区町村において、抽出調査区数の逆転現象が発生。
（例：人口9万8千人のA市と人口10万2千人のB市では、A市が抽出率1/3、B市が1/5となるため、B市はほぼ同じ人口規模のA市に対し抽出調査区数が少なくなる。）

⇒今回の抽出方法では国勢調査調査区数を基準に市区町村ごとに算出するため、人口規模が同程度の市区町村間での逆転現象を大幅に抑制できる。

2) 大都市における抽出調査区数の削減

20年調査の抽出方法に比べ、今回の抽出方法では人口規模の大きい都市や20年調査における人口規模の境界をわずかに下回る市区町村などで抽出調査区数が全体的に減少する。

人口規模の小さい市区町村や20年調査における人口規模の境界をわずかに上回る市区町村など（人口10万人強、5万人強の市など）においては、抽出調査区数が全体的に増加する。

⇒境界付近の市区町村の調査区数を見直すことにより、結果精度がどの市区町村でも概ね均一となる。

